



地域包括支援センターだより

【問合先】桂川町地域包括支援センター（桂川町総合福祉センター内） ☎65・4401

「地域の宝物（社会資源）」を教えてください。

桂川町には、協議体「ほほえみ隊けいせん」があり、誰もが住みなれた地域で暮らせるように話し合いをしています。令和4年5月に開催した協議体で、「外に出るきっかけになる桂川町の情報がほしい」という意見がありましたので、高齢者のみなさんが欲しい情報を掲載した社会資源マップを作ることになりました。

そこで、現在、掲載してほしい情報を集めています。お尋ねの連絡をすることもあるかと思いますが、ご協力をお願いします。また、気になる情報があれば、ぜひ、ご意見をお寄せください。

地域での集まりの場や
活動を教えてください。

便利なサービスを
知りませんか？

やりたいこと、
参加したい活動は
ありませんか？

【成年後見制度のご案内】



Q. 成年後見人（保佐人・補助人）の役割は何ですか？



A. 成年後見の役割は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることで、本人の権利を守ることです。成年後見人ができることは、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られています。



Q. 成年後見人（保佐人・補助人）は、どんなことをするのですか？

A. 具体的に次のようなことを行います。



①財産目録を作る

・ 本人の財産の状況などを調べ、家庭裁判所に財産目録を提出します。

②本人の財産を管理する

・ 本人の預金通帳や印鑑を管理し、収入や支出の記録を残します。

③本人に代わって契約を結ぶ

・ 介護サービスの利用契約や施設への入所契約など、本人に代わって行います。

④家庭裁判所に報告

・ 家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示を受けます。